

平成31年度特別強化選手支援事業対象経費

補助対象経費：報償費・旅費（宿泊費・交通費）・使用料及び賃借料・役務費・需用費・負担金補助とする。

費 目		支出基準（補助金限度額）	証拠書類の整理・注意事項
報 償 費		県外：10万円以内 県内：3万円以内・・・大学教授、ドクター 5千円以内・・・公務員、栄養士、トレーナー、一般 ＊謝金に伴う源泉所得税10.21%を含む ※上記金額は1日の単価	○但し書きは必ず記入すること ○住所・氏名は自筆とし、必ず押印すること（ただし、外国籍で印鑑のない場合は、サインで可） ○謝金領収証には、ただし書きとして（含源泉所得税額）を記入すること。平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、復興特別所得税を併せた源泉所得税(10.21%)を徴収
旅 費		（宿泊費） ○遠征・合宿の宿泊費（1泊2食：13,400円以内）税込 ○素泊時：朝食1,400円 夕食2,000円以内 （交通費） ○遠征・合宿等にかかる交通費実費 ○自家用車：ガソリン代 ○ <u>バス借上げ料及び有料道路の通行料</u> ○駐車場代 ＊各競技大会、海外遠征等に係る旅費も可 (海外遠征等については、事前に事務局に連絡して下さい。)	○添付する領収書は、宿泊先（ホテル、旅館）又は、旅行代理店が発行（パック料金等）する領収書で、宿泊日・人数・単価・素泊り・1泊朝食・1泊2食等の内訳の記載があること食事は原則宿泊先でとり、宿泊先で食事がとれず違う所で食事をとった場合は、利用施設代表者の発行する食事代等領収書（単価・人数が明記された明細書）を添付する 居酒屋対象外 ○交通費の領収書は、業者（会社）の発行するもの。また、領収書に明細がない場合には、明細が記載された請求書を必ず添付すること ○ガソリン代は満タンで出発し、事業終了後満タン給油した分のみ補助対象とする（量記載の領収書添付）ただし、往復10km以上100km未満の場合は、1km29円で計算することができる。レンタカー使用の場合は、ガソリン代の領収書を添付すること高速道路通行料金は現金又は、ETC、クレジットカードの使用を可能とする。なお、ETC使用の際は必ず利用証明書を添付すること ※ガソリン代領収書を貼った台紙の余白に、使用者名を記入すること ※高速道路領収書を貼った台紙の余白に、利用区間及び利用者名を記入すること
使用料及び賃借料		○会場借上げ料（電気代含む） <u>(レンタカー等、特別な場合は事前に連絡して下さい。)</u>	○使用した会場・施設の管理者・所有者の発行する請求明細書、領収書を添付すること。請求明細書がない場合は利用日時が記載されている利用承認書等を提出する
役 務 費		○強化事業連絡用等の郵便料金 ○銀行等の振込手数料	○購入先の発行する領収書（枚数・単価等を明記） 各種競技大会への参加料の振込手数料は対象外とする
需用費	消耗品費	○競技用品（購入については、事前に事務局に確認して下さい。)	○購入先業者の発行する請求書、領収書 ※品名・単価・数量等の詳細が明記されていないものは不可
	修繕費	○競技用具（個人が用いる用具）に係る修繕費	○修繕に要した金額がわかる領収書を添付
負担金補助		SSC利用料及びメディカルチェック受診料	

注意事項
1）各経費の領収書等証拠書類は、事業ごとに完備し、原本を提出してください。また、提出する書類（推薦書・報告書及び証拠書類）の控えを必ず保管してください。
2）領収書の宛名は、各団体名を記入すること。（競技団体からの推薦以外の選手は、個人名での記入になります。）

＊特別強化選手の競技力向上を目的とした強化費となりますので、趣旨を十分理解し、執行するようにしてください。